

平成 21 年 5 月 29 日

厚生労働省医政局長

外口 崇 殿

社団法人 日本産科婦人科学会理事長 吉村泰典

医療改革委員会委員長 海野信也

産科医等確保支援事業の拡充に関する要望書

謹啓、日頃はわが国の産科医療提供体制の確保にご尽力いただきあつく御礼申し上げます。

さて、平成 21 年度の厚生労働省医政局総務課主管の新規事業として「産科医等確保支援事業」を開始していただきました。この事業はわが国の産科医療提供体制確保のために過酷な医療現場で診療に従事しております産婦人科医にとって大変大きな力づけになり、現場の勤務条件の改善、さらには産婦人科医専攻医の増加につながるものと、大きな期待をいたしております。

しかしながら、現在この事業の執行に大きな問題が生じております。是非、問題の所在をご理解いただき、平成 22 年度予算等の機会に早急にご修正いただきたく、お願い申し上げます。

● 「産科医等確保支援事業の問題点」

- この事業は、「産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、(1 件あたり 1 万円の) 分娩手当等を支給する分娩取扱施設に対してその 3 分の 1 に相当する金額を国が補助するというものです。
- 補助先は直接的には都道府県ですが、その補助対象となる分娩取扱機関から、「高額な分娩費用を得ている分娩取扱機関を除く」ことが定められています。平成 21 年 3 月の時点で公表された産科医療確保事業実施要綱で、補助対象となる分娩取扱機関について、「分娩費 50 万円未満」の分娩施設という基準が設定されていることが明らかになりました。
- わが国の分娩費用の実態については、平成 20 年度厚生労働科学特別研究事業「我が国における分娩にかかる費用等の実態把握に関する研究」(研究代表者 可世木成明)においてその最新の状況が示されています。施設区別の分娩入院費用におきましては、大学病院がもっとも高く、平均 479,284 円となっています。50 万円を超える施設が多数存在していることは明らかです。
- 言うまでもないことですが、若い大学病院勤務医が現状で、もっとも全在院時間が長く低報酬で勤務に従事しています。また、彼ら若い医師の働き方は、医学生や初期研修医の専攻先決定に大きな影響を与えます。
- ある施設における分娩費用とそこで雇用されている医師の報酬に相関があるという証拠は存在していません。

- 要望事項：本事業の目的は「産科医等」の確保を支援することであり、そのためには、分娩費用による補助対象医療機関に関する制限は撤廃し、もっとも過酷な条件で勤務に就いている現場の医師への直接的な支援となるように、事業を拡充していただくようお願い申し上げます。

謹白